

北見市教育大綱

計画期間

平成27年度～平成30年度

平成28年2月

北見市

目 次

I. 大綱の位置づけ	1
II. 大綱の期間	1～2
III. 大綱の構成	
〈基本理念〉	3
〈重点目標〉	4～6

1 信頼と活力ある学校づくりの推進

2 「生きる力」を育む教育の推進

3 自ら学び成果を活かす社会教育活動の推進

4 地域に根ざしたスポーツ活動、文化活動の推進

5 幼児期から小学校就学期まで、義務教育終了から高校・大学までの円滑な接続

「用語解説」 ※本文中に下線を引いた用語の解説を該当頁下部余白に掲載。

資料編

関係法令条文（抜粋）	7
------------	---

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

I. 大綱の位置づけ

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）第1条の3の規定に基づき、北見市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標を定めるものであり、法第1条の4第1項の規定に基づき設置した「北見市総合教育会議」において、市長と教育委員会が協議、調整を図り、策定するものです。

II. 大綱の期間

大綱の期間は、本市総合計画の期間に鑑み、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。なお、下記の計画等は、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

(1) 計画期間

平成27年度～平成30年度

(2) 関連計画等との整理

大綱の策定にあたっては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の最上位計画である「北見市総合計画」の基本理念を踏まえ、教育分野の個別計画と整合を図りながら、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とするものです。

○北見市総合計画後期基本計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）

○北見市学校教育推進計画（計画期間：平成21年度～平成30年度）
※見直し後、平成28年度～32年度

○北見市社会教育計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）
※新計画策定中、平成28年度～32年度

○国の「第2期教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）

○北見市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）

○北見市地方創生総合戦略（※策定中 平成27年度～31年度）

○その他教育関連個別計画

○教育及び子育て制度の動向

【北見市教育大綱の計画期間と関連計画】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
北見市総合計画後期基本計画 (H26～30)						
北見市教育大綱 (H27～30)						
北見市学校教育推進計画 (H21～27)		新・北見市学校教育推進計画 (H28～32)				
北見市社会教育計画 (H23～27)		新・北見市社会教育計画 (H28～32)				
北見市子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)						
北見市地方創生総合戦略 (H27～31)						
(国) 第2期教育振興基本計画 (H25～29)						

Ⅲ. 大綱の構成

大綱は、平成27年度から平成30年度までの4年間に、本市で推進する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標で構成します。

<基本理念>

「豊かな心と文化を育てるひとづくり、まちづくり」

- まちづくりには地域を支える多彩な人材が必要であり、学力向上はもとより、総合的な教育力の向上が喫緊の課題です。そのためには、地域の子どもたちをみんなでしっかりと支え、見守り、安心して子育てのできる環境づくりが重要であり、学校・家庭・地域が連携し、子どもを産みやすく、子育てに喜びを感じられる環境の創造を目指します。

- 子どもが学校・家庭・地域でいきいきと活動し、認められることで自信を深め、学習意欲と学力、豊かな心、健康と体力、社会性、郷土愛を高めることができるよう、「生きる力」※①を育むことを基本としながら、遊びやさまざまな体験・交流機会の充実、学校の授業の質的向上、教育環境の整備充実を図ります。

- 市民ニーズの多様化、高度化に対応した生涯学習環境の整備充実を図ります。
また、子どもから高齢者までスポーツやレクリエーションに親しむ多くの市民が、個人の適性や健康状態、能力に応じて気軽に楽しめるスポーツ活動を推進するための環境を総合的に整備します。
さらに、市民と行政との協働により、芸術・文化活動の振興を図るとともに、本市共通の財産として、各地域の貴重な歴史と自然などを保存、継承し、さらなる市民文化の創造を図ります。

用語解説

①「生きる力」…第15期中央教育審議会が第1次答申（平成8年7月）において提言。答申では、「生きる力」とは「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であり、たくましく生きるための健康や体力が不可欠である」と説明されている。

<重点目標>

1 信頼と活力ある学校づくりの推進

- ・少子化の進展に伴い、学校規模が小規模化しており、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するため、学校規模適正化※②を推進します。
- ・家庭・地域との連携を深め、行政が一体となっていじめ・不登校などの問題への取組や支援教育の充実のほか、開かれた学校づくりを積極的に進め、信頼ある学校づくりに努めます。
- ・自主性・自律性のある学校経営の充実、創意ある教育課程を実現する組織マネジメントの確立、異校種間の連携、接続※③の充実に努め、学校の活性化を図ります。

2 「生きる力」を育む教育の推進

- ・社会の進展に伴う多様な課題に対して主体的に対応できるよう、学力・体力向上の取組や豊かな心を育む教育活動の充実を図るなど、児童生徒一人一人が「生きる力」を確実に身に付けることができる教育を推進します。
- ・児童生徒の安全安心な学習環境を提供するよう、学校施設の耐震化※④等の整備推進を図るほか、食育※⑤の推進やより安全な学校給食の提供に努めます。
- ・児童生徒が命の大切さを理解し、自他の安全を守ることができるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めます。

用語解説

- ②「学校規模適正化」…子どもにとってより良い教育環境を整備するため、望ましい学校規模に向けて、小規模校や大規模校、複式学級等を解消する取組のこと。「北見市学校規模の適正化方針」（平成25年11月策定）
- ③「異校種間の連携、接続」…小学校と中学校、中学校と高校など、種類が異なる学校間の連携のこと。それぞれ進学していくときに大きな段差があり、そのため適応できない児童生徒が見受けられ、円滑な進学のため緊密な連携が求められている。
- ④「耐震化」…「建築基準法」（昭和56年6月1日改正）の新耐震基準により、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標に改修工事を行うこと。
- ⑤「食育」…国民一人一人が、あらゆる世代にわたって、健全な食生活に必要な知識や判断力を習得し、それを実現できるようにすることを指すための取組のこと。

3 自ら学び成果を活かす社会教育活動の推進

- ・市民一人一人が豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたり学ぶことのできる生涯学習環境づくりが大切になります。情報化、少子高齢化、環境問題など、めまぐるしく社会状況が変化する中で、各世代に応じた生涯学習の機会提供と社会活動の参加を促進するとともに、大学等と連携した交流や学習機会の拡充に努めます。
- ・地域の課題や住民の生活課題に即した公民館活動の充実に努めます。
- ・中央図書館の改築により図書館機能が拡充したことから、新たなAV資料※⑥やICT※⑦を活かした情報提供と、各世代のニーズに対応した資料収集など市民サービスの向上に努めます。

4 地域に根ざしたスポーツ活動、文化活動の推進

- ・少子高齢化など時代の変化に対応したスポーツ活動を推進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しめる生涯スポーツ環境の創造を推進します。
- ・常呂遺跡※⑧やエゾムラサキツツジ群落※⑨など、郷土の価値ある歴史や自然を保存・継承し、次世代につなげる活動を推進します。
- ・豊かな心で市民生活を送り、未来への活力を高めるため、芸術・文化の公演や展示などの鑑賞機会と自らも創造し表現する機会の充実に努めます。
- ・スポーツ施設や中央図書館など社会教育施設の整備充実に努めた一方で、既存施設の劣化や老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や改修等の整備を計画的に進めるとともに、効率的な管理運営に努めます。

用語解説

⑥「AV資料」…AV資料(audio visual material)、視聴覚資料の略称。CDやDVDなど、主として画像、映像、音声によって情報を記録した資料を人間の視覚、聴覚を通して情報を伝達するもの。

⑦「ICT」…ICT (Information and Communication Technology)、情報通信技術の略称。情報や通信に関する技術の総称。

⑧「常呂遺跡」…国指定史跡(昭和49年指定)。オホーツク海岸に沿って常呂川の河口からサロマ湖西岸へと続く幅約300メートル、長さ約2.7キロの砂丘上に所在し、擦文文化期・オホーツク文化期を中心とする2,000基以上の竪穴住居跡および墳墓と考えられる多数の小形竪穴がある。本遺跡はこのような竪穴群のなかでも最大の規模と密度をもつ一つとして注目される。

⑨「エゾムラサキツツジ群落」…温根湯温泉街から、無加川に沿って東へ約500メートルの丘陵斜面にある7万株、28万本のエゾムラサキツツジの純群落。昭和32年に北海道指定天然記念物に指定されている。

5 乳児期から小学校就学まで、義務教育終了から高校・大学までの円滑な接続

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育て環境の低下が課題となる中、乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な時期であり、子ども・子育て関連3法※⑩による新たな制度、体制の着実な取組を進めていくほか、乳児期から小学校就学前まで、保育・教育の連続性を考慮するとともに、小1プロブレム※⑪の解消など小学校教育との円滑な接続に向けて、幼保小三者連絡協議会等における幼稚園・保育園・小学校の連携、交流を推進します。
- ・子どもたちの将来が家庭事情等に影響されることのないよう、放課後や休日、長期休業期間中における教育活動を充実させるなど、児童福祉と学校教育の連携強化を推進します。
- ・次世代を担う子どもたちが、ふるさと北見に愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思えるよう、地域でのさまざまな社会体験を行う機会の充実を図るとともに、児童館・児童クラブなど放課後の居場所づくりや地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくりを進めます。さらに、引きこもりや非行などを未然に防ぐための青少年の健全育成や家庭教育力の向上等に努めます。
- ・高等教育については、個性ある教育や希望進路の実現など多様なニーズに応えられる教育環境が求められており、北見工業大学や日本赤十字北海道看護大学との連携協定を活用し、産学官連携の中で学校と地域との繋がりを緊密化させます。

用語解説

⑩「子ども・子育て関連3法」…幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

⑪「小1プロブレム」…小学校に入学したばかりの児童が、落ち着いて教員の話を開けなかったり、教室を歩き回ったりして授業が成立しないなどの状態が続くこと。

資料編

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。